

令和元年度

北九州市 CKD 予防連携システムに係る意見交換会及び

北九州市糖尿病重症化予防連携推進会議 合同会議（書面による開催）

議題書

- I. 今後の会議体制について 資料 1～3
 - (1) 会議体制について
 - (2) 構成員の任期について
 - (3) 「生活習慣病重症化予防連携推進会議」実施要綱について

- II. 北九州市の現状について（報告） 資料 4

- III. CKD 予防連携システムの評価と検討事項 資料 5～7
 - (1) CKD 予防連携システム運用状況
 - (2) 取組の成果
 - (2) 「お薬手帳」に貼布する「CKD 重症度シール」の作成について

- IV. 糖尿病重症化予防連携推進に関する取組の評価と検討事項 資料 8～9
 - (1) 取組の評価指標の現状
 - (2) 糖尿病連携手帳の啓発パンフレットの改訂について

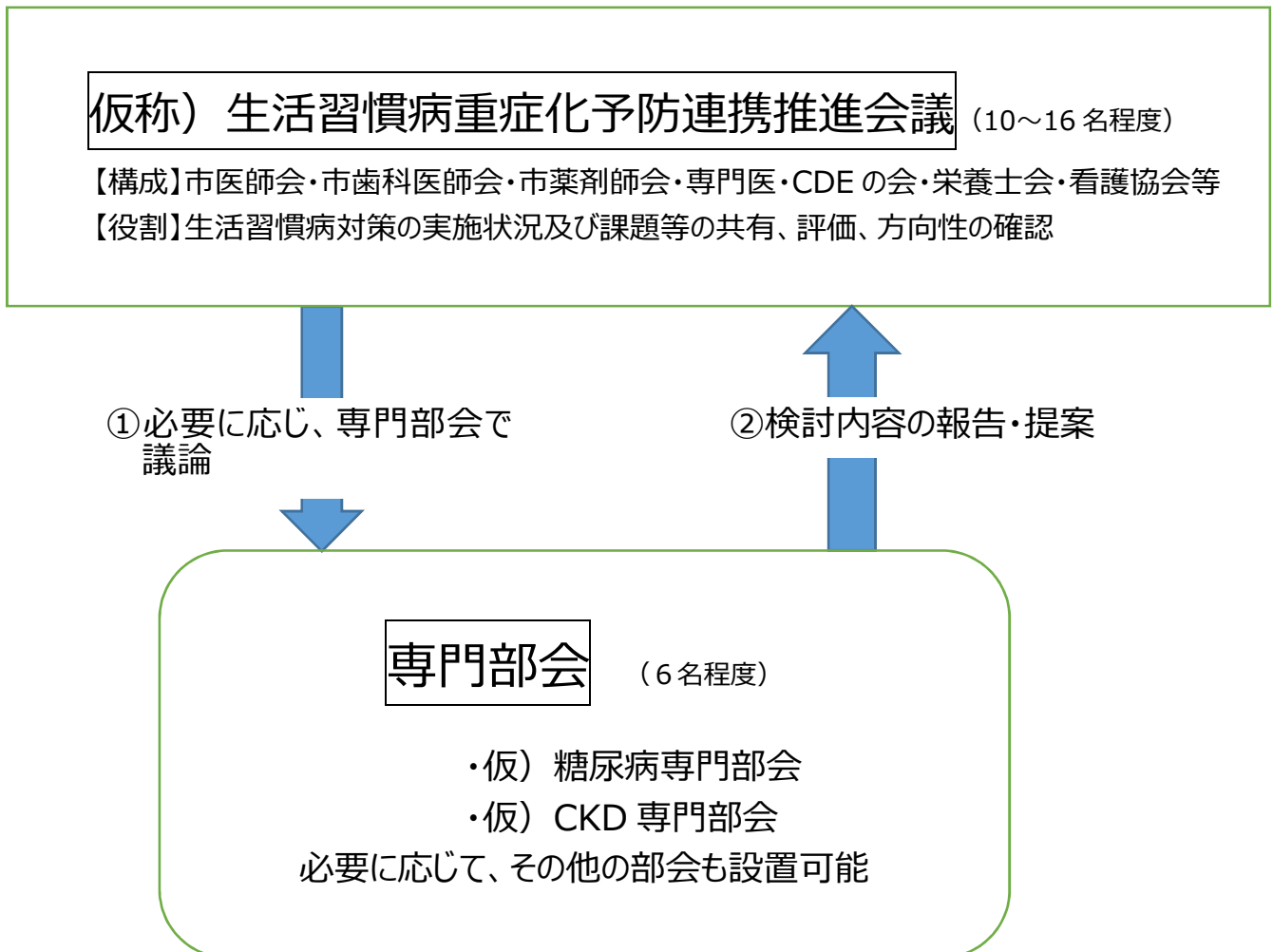
- V. 今後のスケジュール
 - ・ 7月 構成員の選定、日程調整
 - ・ 11月初旬ごろ 専門部会開催
 - ・ 12～2月 生活習慣病重症化予防連携推進会議開催

生活習慣病及び重症化予防の推進について（案）

生活習慣病重症化予防全般に関する多職種連携、周知啓発等について検討を行う「生活習慣病重症化予防連携推進進会議（仮称）」とする。

必要に応じて個々の疾患に対する検討を行う、専門部会を開催する。

（イメージ図）



「生活習慣病重症化予防連携推進会議」実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活習慣病重症化予防連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 連携推進会議は、生活習慣病の重症化予防に取り組む関係者及び団体等が連携を図り、生活習慣病及び重症化した疾患に関する実態や各団体の取り組みについて情報共有し、対策について協議することで、健康寿命の延伸及び医療費適正化を目指すことを目的とする。

（構成員）

第3条 構成員は、団体及び関係者から保健福祉局長が選任した者をもって構成する。

2 議事内容により構成員の他にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは保健福祉局長が選任する。

（任期）

第4条 委員の任期は、選任の日から2年間とする。ただし、オブザーバーの任期は、開催会限りとする。

（解任）

第5条 保健福祉局長は、委員およびオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合

（2）その他委員であることが不相当と保健福祉局長が認めた場合

（専門部会）

第6条 生活習慣病重症化予防の連携推進にあたり、より専門性及び個別性の高い事項に関して助言を得る必要がある時は、連携推進会議構成員の中から当該事項に係る構成員等を招集し、専門部会を開催する。

（会議の公開等）

第7条 連携推進会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、保健福祉局長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（議事録の公開）

第8条 公開の連携推進会議については、その議事録を作成する。議事録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時・場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 発言の要旨
- (4) その他必要な事項
- (5) 問い合わせ先

（運営）

第9条 連携推進会議及び専門部会は必要に応じ保健福祉局長が招集する。

2 連携推進会議の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

（責務）

第10条 委員およびオブザーバーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

「北九州市 CKD 予防連携システムにかかる意見交換会」開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市 CKD 予防連携システムにかかる意見交換会（以下「意見交換会」という。）の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 意見交換会は、生活習慣病からの新規人工透析導入の抑制を推進するために行政と医療関係者が連携する「北九州市 CKD 予防連携システム」の円滑な運用を図るための意見交換を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 構成員は、北九州市医師会長の推薦のもと、保健福祉局長が選任した者をもって構成する。

2 議事内容により構成員の他にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは関係団体から保健福祉局長が選任した者とする。

(任期)

第4条 構成員の任期は、1年とする。ただし、オブザーバーの任期は、開催会限りとする。

(解任)

第5条 保健福祉局長は、構成員およびオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合

(2) その他構成員であることが不相当と保健福祉局長が認めた場合

(会議の公開等)

第6条 意見交換会は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、保健福祉局長の決定により非公開とすることができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合

(3) 円滑な運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(議事録の公開)

第7条 公開の意見交換会については、その議事録を作成する。議事録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時・場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 発言の要旨
- (4) その他必要な事項
- (5) 問い合わせ先

(運営)

第8条 意見交換会は必要に応じ保健福祉局長が招集する。

2 意見交換会の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

(責務)

第9条 構成員およびオブザーバーは、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

「北九州市糖尿病重症化予防連携推進会議」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市糖尿病重症化予防連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連携推進会議は、糖尿病重症化予防に取り組む団体等が連携を図り、糖尿病重症化に関する情報共有や対策の検討を行い、その成果を評価、分析することで、患者のQOLの低下防止及び医療費適正化を目指すことを目的とする。

(構成員)

第3条 構成員は、公益的かつ非営利的に糖尿病重症化予防に取り組む団体の中から、保健福祉局長が選任した者をもって構成する。

2 議事内容により構成員の他にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは保健福祉局長が選任した者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、オブザーバーの任期は、開催会限りとする。

(解任)

第5条 保健福祉局長は、委員およびオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合
- (2) その他委員であることが不相当と保健福祉局長が認めた場合

(会議の公開等)

第6条 連携推進会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、保健福祉局長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(議事録の公開)

第7条 公開の連携推進会議については、その議事録を作成する。議事録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時・場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 発言の要旨
- (4) その他必要な事項
- (5) 問い合わせ先

(運営)

第8条 連携推進会議は必要に応じ保健福祉局長が招集する。

2 連携推進会議の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

(責務)

第9条 委員およびオブザーバーは、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

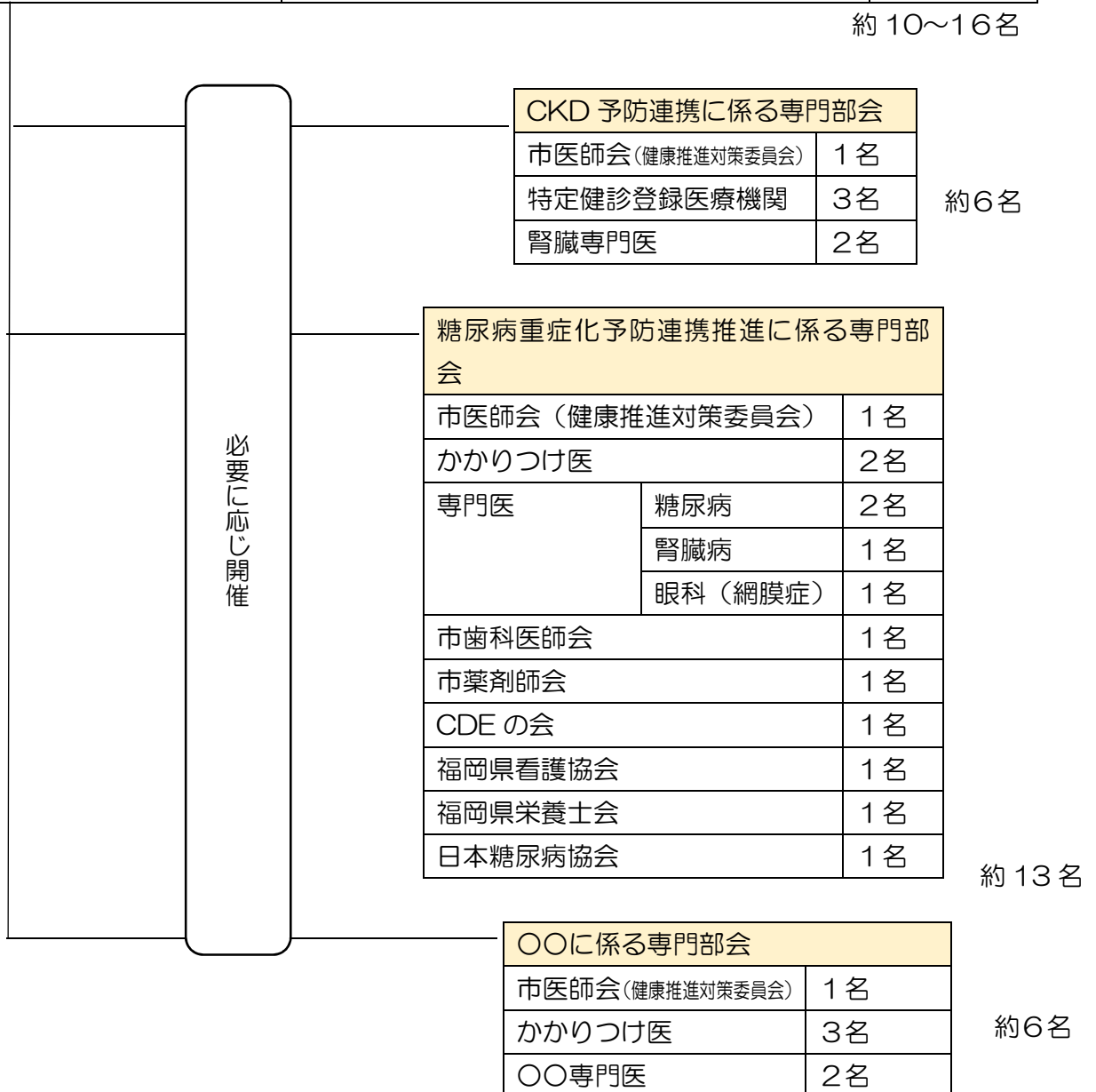
付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

生活習慣病重症化予防連携推進会議の構成（案）

		構成員所属団体	人数
構成団体	北九州市医師会	健康推進対策委員会	1～2名
		かかりつけ医（特定健診登録医療機関）	2名
		専門医（糖尿病・腎臓病）	各2名
	市歯科医師会		1名
	市薬剤師会		1名
	福岡県看護協会		1名
	福岡県栄養士会		1名
	北九州 CDE の会		1名
オブザーバー	各種専門医（高血圧症・脂質異常症・網膜症他）	各1～2名	
	その他団体他（他保険者・日糖協等）	各1～2名	

約 10～16名

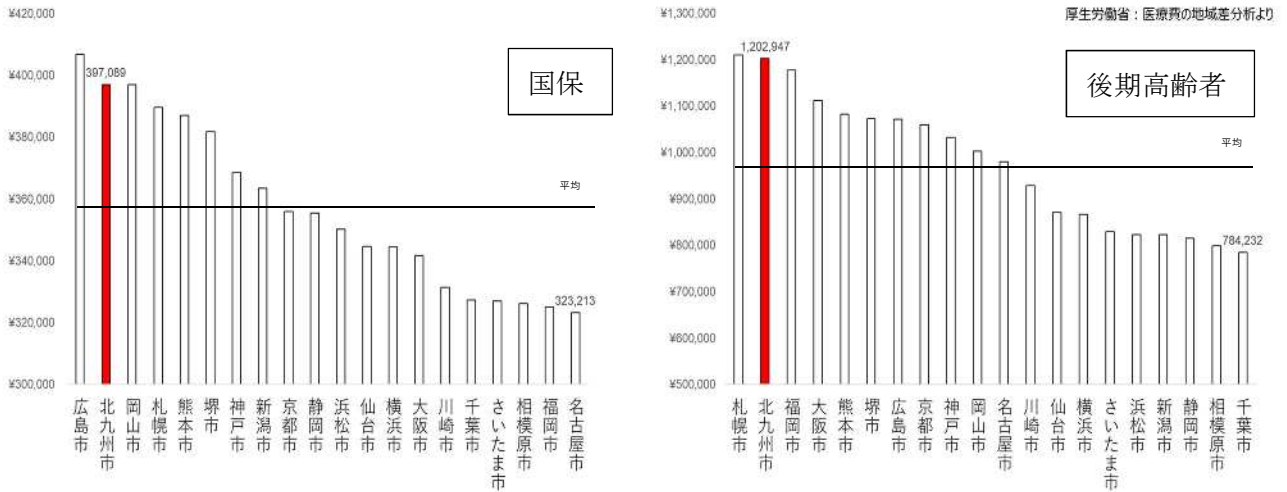


※専門部会は、生活習慣病重症化予防連携推進会議構成員とオブザーバー等で構成するものとする。

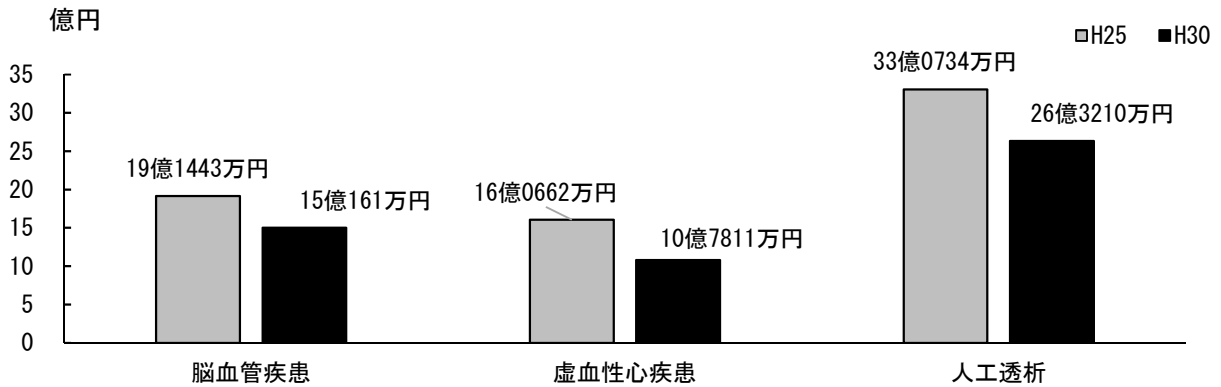
※必要に応じて、会議及び部会の委員数は調整を行う。

II. 北九州市の現状について（報告）

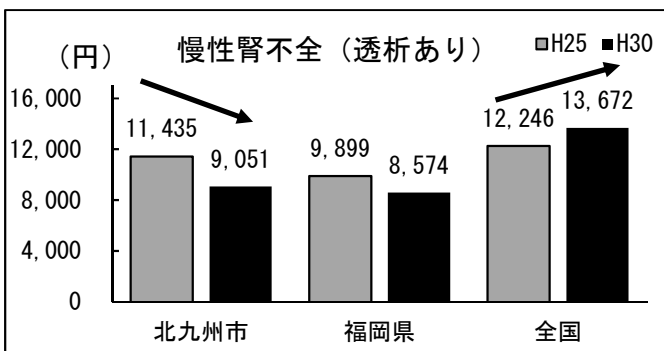
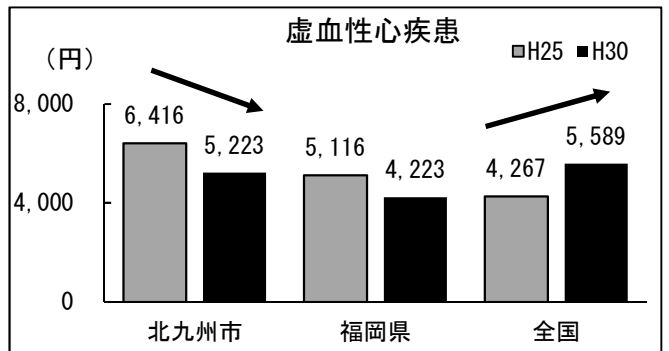
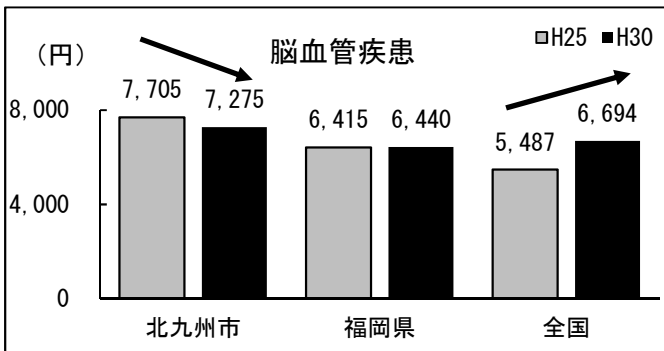
（1）国保及び後期高齢者一人当たり医療費（平成29年度実績医療費）



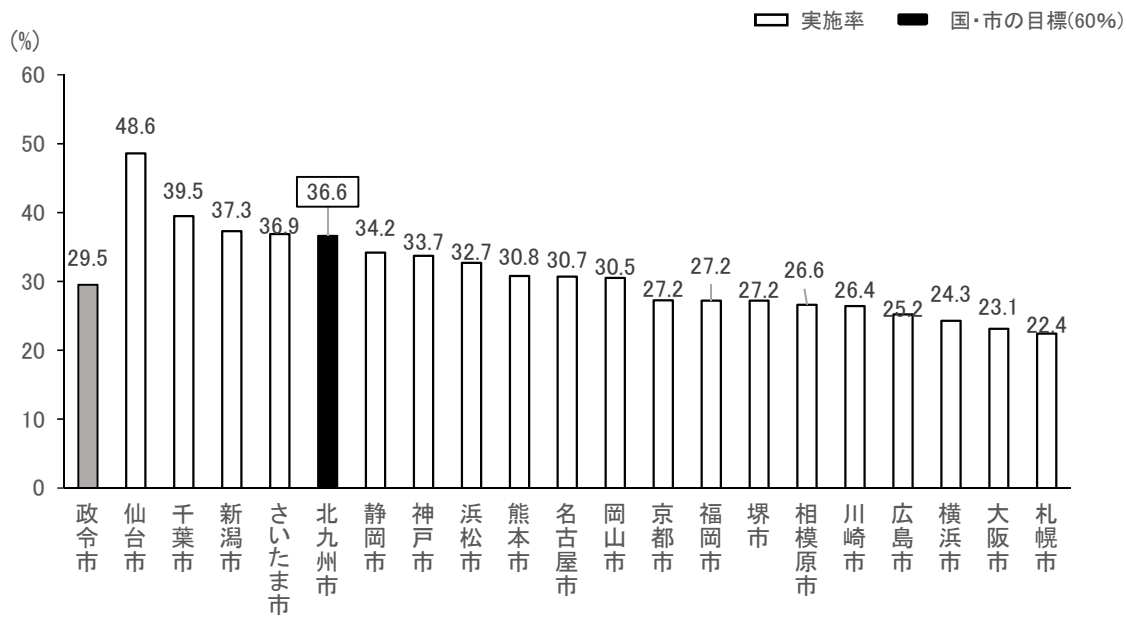
（2）重症化した疾患の入院等の医療費の推移



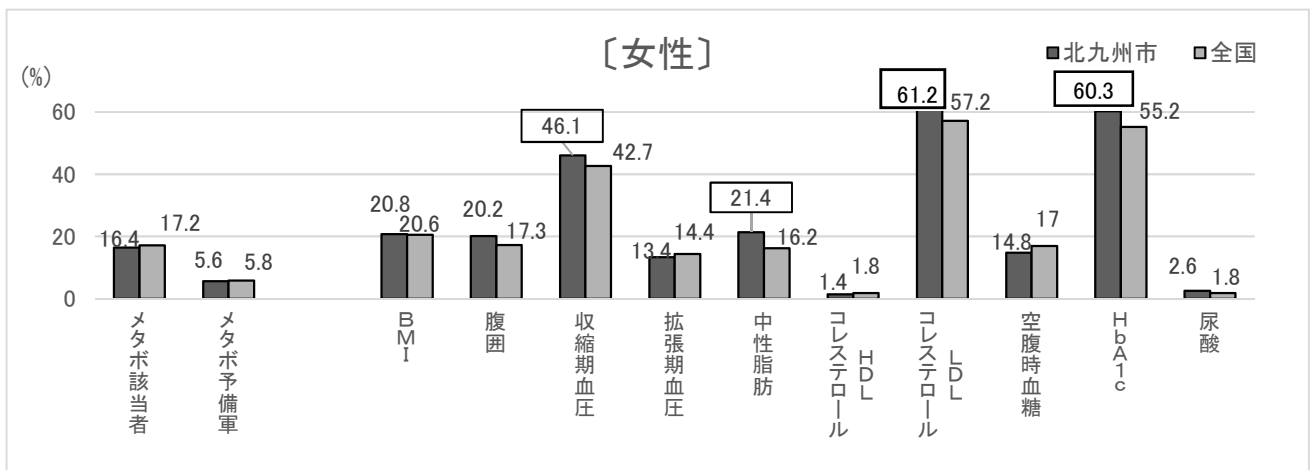
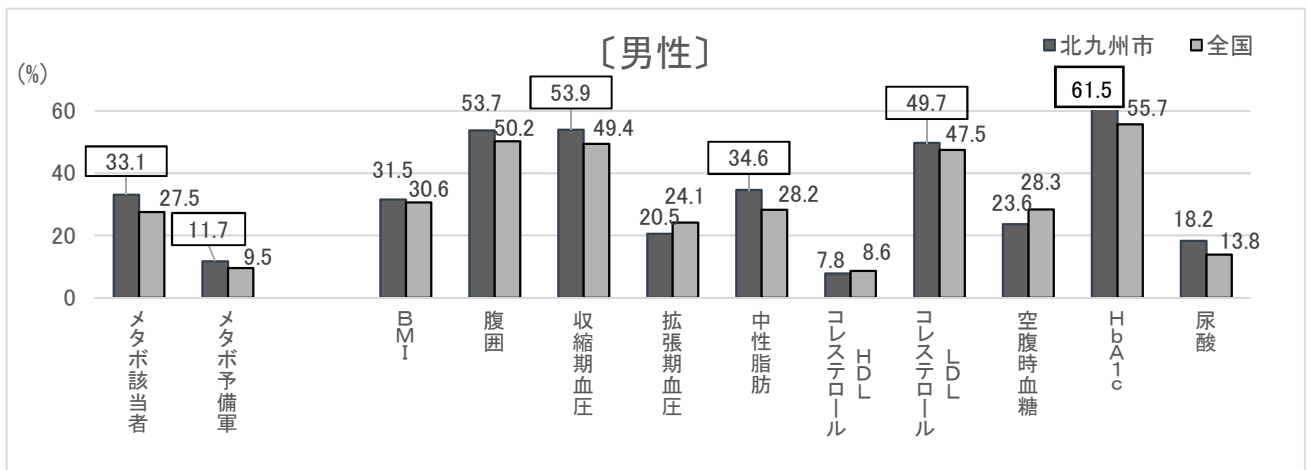
（3）重症化した疾患の一人あたり入院医療費



(4) 特定健診受診率



(5) メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合と有所見者割合 (男女別)



(6) 北九州市国保加入者のレセプト分析

全体	高血圧症	糖尿病	脂質異常症	高尿酸血症
82,017 人	44,840 人	24,646 人	37,477 人	7,121 人
	54.7%	30.0%	45.7%	8.7%

全体		脳血管疾患	虚血性心疾患	糖尿病性腎症
82,017 人		8,001 人	9,645 人	1,551 人
		9.8%	11.8%	1.9%
基礎疾患の重なり	高血圧	6,284 人	7,533 人	1,224 人
		78.5%	78.1%	78.9%
	糖尿病	3,518 人	4,592 人	1,551 人
		44.0%	47.6%	100.0%
	脂質異常症	4,997 人	6,935 人	1,119 人
		62.5%	71.9%	72.1%

出典：保健事業評価・分析システム（H30.5 月診療分）

(7) データヘルス計画の成果目標

	課題を解決するための成果目標	策定時	現状値	中間 評価値	最終 評価値
		H28	H30	H32	H35
短期目標	特定健診受診率の向上	35.8%	36.6%	48.0%	60.0%
	特定保健指導の実施率の向上	30.0%	31.9%	45.0%	60.0%
	健診受診者のうち高血圧症の者の割合の減少 (180mmHg/110mmHg 以上)	0.92%	0.86%	0.79%	0.65%
	健診受診者のうち脂質異常症の者の割合の減少 (LDL コレステロール 160mg/dl 以上)	13.93%	14.02%	12.91%	11.90%
	健診受診者のうち血糖コントロール不良者の割合の 減少(HbA1c8.4%以上)	1.13%	1.22%	0.98%	0.82%
中長期目標	脳血管疾患の入院医療費の減少	16.4 億円	15.2 億円	H28 年度 より減少	H28 年度 より減少
	虚血性心疾患の入院医療費の減少	12.8 億円	10.8 億円		
	人工透析(糖尿病腎症)による医療費の減少	27.6 億円	26.3 億円		
	年間新規透析患者数の減少 (国保加入者 千人当たり)	0.49 人	0.47 人		

Ⅲ. (1) 慢性腎臓病 (CKD) 予防連携システム運用状況

1 年度内の各様式返信数 (慢性腎臓病 (CKD) 予防連携システム運用状況)

運用状況	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1
	様式 2 ※一次医療機関から二次医療機関へ紹介連絡票					46	81	102	102	77
様式 4 ※二次医療機関受診者連絡票		256	318	275	211	244	251	193	96	56

- ・様式 2 は一次医療機関より、様式 4 は二次医療機関から行政への返信様式
- ・令和 1 年は 1 月末までを集計

2 健診結果による一次医療機関および二次医療機関受診対象者数

年度		23	24	25	26	27	28	29	30
対象者数	特定健診受診者 (A)	55,915 人	57,979 人	57,350 人	60,988 人	61,336 人	59,175 人	56,858 人	55,709 人
	一次医療機関受診対象者 (B) ※糖のルートを除く (B/A)	13,985 人 25.0%	14,492 人 25.0%	15,032 人 26.2%	15,773 人 25.9%	18,107 人 29.5%	17,914 人 30.3%	17,570 人 30.9%	18,010 人 32.3%
対象者数	二次医療機関受診対象者の 者 (C) ※健診時の結果より推計 (C/A)	2,598 人 4.6%	2,684 人 4.6%	2,646 人 4.6%	2,798 人 4.6%	3,138 人 5.1%	3,101 人 5.2%	3,162 人 5.6%	3,508 人 6.3%
	専門医受診あり (D) ※問診より (D/C)		521 人 19.4%	555 人 21.0%	673 人 24.1%	643 人 20.5%	668 人 21.5%	676 人 21.4%	764 人 21.8%
	新規二次医療機関受診 対象者 (E) ((C) - (D)) ※推計値 (E/A)		2,163 人 3.7%	2,091 人 3.6%	2,125 人 3.5%	2,495 人 4.1%	2,433 人 4.1%	2,486 人 4.4%	2,744 人 4.9%
	HbA1c のルート (F) (HbA1c 6.0 以上) (F/A)				9,396 人 15.4%	9,795 人 20.0%	9,699 人 16.4%	9,499 人 16.7%	10,008 人 18.0%

- ・特定健診受診者 (A) は受診者総数 (当該年度 75 歳を含む)
- ・二次医療機関受診対象者 (C) は健診時検査値により北九州市慢性腎臓病予防連携システムによる二次医療機関受診基準該当者

3 様式運用率

年度	23	24	25	26	27	28	29	30
様式返信数の新規二次医療機関受診対象推計数 (E) に対する割合		14.7%	13.2%	9.9%	9.8%	10.3%	7.8%	3.5%

Ⅲ. (2) 取組の成果

【図 3 - 1】新規透析導入者の推移

市町村名	国保								後期							
	27年度	被保千対	28年度	被保千対	29年度	被保千対	30年度	被保千対	27年度	被保千対	28年度	被保千対	29年度	被保千対	30年度	被保千対
北九州市 (後期74歳まで)	104	0.44	111	0.49	94	0.44	98	0.47	196 (36)	1.41	194 (29)	1.35	210 (32)	1.54	199 (28)	1.33
福岡県	476	0.38	459	0.38	457	0.40	508	0.44	747	1.17	759	1.15	787	1.17	787	1.14

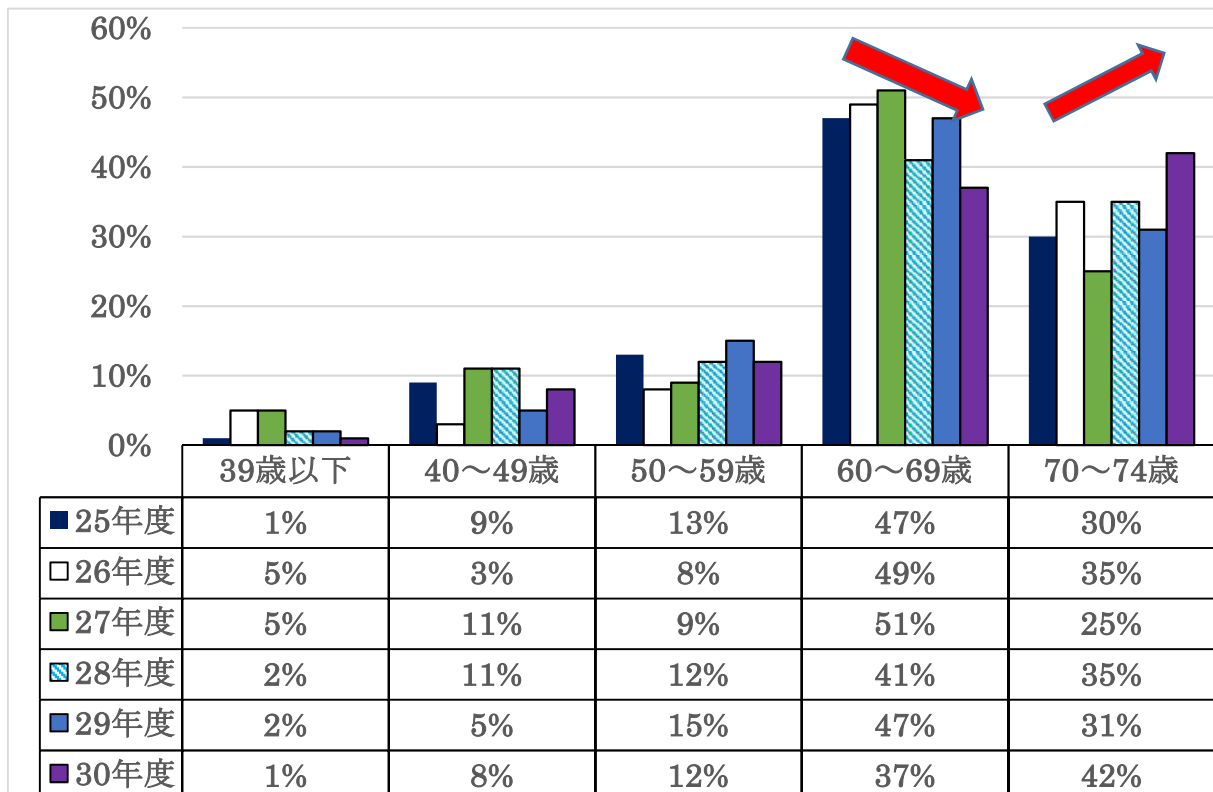
【出典】保健事業評価・分析システム

【図 3 - 2】新規透析導入患者数の年齢別の推移

	国保				後期	国保後期 合計
	50歳未満	50～59歳	60～69歳	70～74歳		
27年度	16人	9人	53人	26人	196人	300人
28年度	14人	13人	45人	39人	194人	305人
29年度	7人	14人	44人	29人	210人	304人
30年度	9人	12人	36人	41人	199人	297人

【出典】保健事業評価・分析システム

【図 3 - 3】新規導入患者数に占める各年代の割合（国保）



Ⅲ. (3) 「お薬手帳」に貼る「CKD重症度シール」の作成について

1. 内容

以下の目的で「お薬手帳」に貼るシールを作成してはどうか。

【かかりつけ医】患者の状態を他科と共有する。

【薬剤師】腎機能低下者について、禁忌薬剤についてチェックする。

【患者】自身の腎機能の重症度について関心を持つ。

2. 作成に当たり注意が必要なこと

- ・ 薬手帳の表紙情報を侵害しない
- ・ 対象者の疾患情報を全面に出さない
- ・ 検査・処方の際に関係者にわかりやすい
- ・ 進行する疾患であり、患者の変化がわかるものである。
- ・ シール発行元（問い合わせ先）がわかる

3. ヒートマップシール（案）

対象者の検査結果より重症度分類された区分のヒートマップカラーのシールをお薬手帳に添付する。



〈参考〉

原疾患	尿蛋白区分		A1	A2	A3	
糖尿病	尿アルブミン定量(mg/日)		正常	微量アルブミン尿	顕性アルブミン尿	
	尿アルブミン/Cr比(mg/gCr)		30未満	30~299	300以上	
高血圧、腎炎 多発性嚢胞腎 移植腎、不明 その他	尿蛋白定量 (g/日)		正常 (-)	軽度蛋白尿 (±)	高度蛋白尿 (+~)	
	尿蛋白/Cr比 (g/gCr)		0.15未満	0.15~0.49	0.50以上	
GFR区分 (ml/分 /1.73ml)	G1	正常	≥90	①	②血尿+なら紹介、蛋白尿のみなら 生活指導・診療継続	③紹介
		または高値				
	G2	正常または 軽度低下	60~89	①	②血尿+なら紹介、蛋白尿のみなら 生活指導・診療継続	③紹介
		軽度~				
	G3a	中等度低下	45~59	②40歳未満は紹介、40歳以上は 生活指導・診療継続	③紹介	④紹介
		中等度~				
	G3b	高度低下	30~44	③紹介	④紹介	④紹介
高度低下						
G4	高度低下	15~29	④紹介	④紹介	④紹介	
G5	末期腎不全 (ESKD)	<15	④紹介	④紹介	④紹介	

IV. (1) 北九州市の糖尿病重症化予防連携推進に関する取組の評価

検討した評価指標について評価を行った。

(1) 短期指標

①アウトプット指標（量的評価）

ア 糖尿病連携手帳の配布数や所持数

(未治療者で HbA1c6.5 以上の者)

未治療者 区役所訪問	HbA1c6.5 以上	手帳配布		手帳所持		手帳普及(合計)
	対象者数(人)	人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)	率(%)
門司区	63	19	30.2	0	0.0	30.2
小倉北区	90	20	22.2	24	26.7	48.9
小倉南区	114	33	28.9	15	13.2	42.1
若松区	50	16	32.0	7	14.0	46.0
八幡東区	45	15	33.3	6	13.3	46.7
八幡西区	161	31	19.3	21	13.0	32.3
戸畑区	26	10	38.3	2	7.7	46.2
北九州市(合計)	549	144	26.2	75	13.7	39.9

(血糖・血圧・脂質のいずれか治療中で HbA1c7.0 以上の者(保健指導が必要と判断した者))

3 疾患治療中 本庁訪問	HbA1c7.0 以上	手帳配布		手帳所持		手帳普及(合計)
	対象者数(人)	人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)	率(%)
門司区	132	26	19.7	19	14.4	34.1
小倉北区	191	15	7.9	22	11.5	19.4
小倉南区	171	51	29.8	41	24.0	53.8
若松区	135	9	6.7	21	15.6	22.3
八幡東区	96	4	4.2	26	27.1	31.3
八幡西区	268	17	6.3	62	23.1	29.4
戸畑区	65	18	27.7	16	24.6	52.3
北九州市(合計)	1,058	140	13.2	207	19.6	32.8

イ 北九州市の多職種連携の取組状況

(1) 福岡県糖尿病対策推進会議への参加

実施時期	年2回（R1年10月、R2年2月）
関係団体	公益社団法人福岡県医師会、一般社団法人福岡県歯科医師会、日本糖尿病学会九州支部、日本糖尿病協会福岡県支部、学識経験者（福岡大学医学部教授）、腎専門医、保険者（福岡県国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会福岡支部）、福岡市、福岡県保健所長会、福岡県

(2) ケアマネジメント研修会での情報提供

実施時期	各区年1回程度
実施者	各区地域包括支援センター保健師
対象者	居宅介護支援事業所のケアマネジャー
内容	生活習慣病（糖尿病等）の重症化予防について

(3) 糖尿病連携手帳の活用

実施時期	通年
実施者	各区保健福祉課（地域保健係、地域包括支援センター）保健師・管理栄養士
対象者	・特定健診受診者のうち、HbA1c6.5以上の者 ・糖の値が高い者、糖尿病の診断を受けたことがある者
内容	・糖尿病連携手帳配布、すでに持っている者については使い方を再度説明。 ・かかりつけ医だけでなく、眼科や歯科も定期受診が必要であることと、受診時に手帳を持っていくよう説明。

(4) 糖尿病フェスタ

実施時期	令和元年11月18日
関係団体	市医師会、市歯科医師会、北九州糖尿病研究会、県栄養士会北九州支部、県看護協会北九州支部、北九州懇和会、県臨床衛生検査技師会、日本糖尿病協会福岡支部、北九州CDEの会
対象者	市民等
内容	・糖尿病に関する情報提供や啓発、講演 ・健康相談

(5) 北九州市医師会との連携

実施時期	会議：月1回 研修会：年2～3回
関係団体	市医師会
内容	・市の健康づくりに関する報告・協議（特定健診、がん検診等） ・登録医療機関研修会等での情報提供

②アウトカム指標（質的評価）

ア 特定健診受診者のうち血糖コントロール不良者（HbA1c8.4以上）の割合

H30 年度	HbA1c 8.4%以上		(再掲) 治療なし		特定健診受診者数
	該当者		人数	割合	
門司区	74	1.21%	27	0.48%	6,098
小倉北区	109	1.16%	49	0.57%	9,374
小倉南区	126	1.08%	63	0.59%	11,665
若松区	68	1.35%	25	0.55%	5,021
八幡東区	51	1.31%	21	0.60%	3,879
八幡西区	173	1.33%	76	0.64%	13,029
戸畑区	38	1.10%	10	0.32%	3,451
北九州市	639	1.22%	271	0.57%	52,479

イ 糖尿病未治療者及び治療中断者の割合

・特定保健指導非対象者（未治療者でHbA1c6.5以上）への保健指導後の医療機関受診割合

	医療機関受診者	医療機関未受診者	医療機関受診割合
H29 年度	294 人	126 人	70.0%
H30 年度	359 人	151 人	70.4%

・特定健診受診者のうちHbA1c6.5以上の者における治療中断の割合

	HbA1c6.5 以上	治療中断者	中断者の割合
H29 年度	5,817 人	579 人	10.0%
H30 年度	6,192 人	672 人	10.9%

※治療中断者…翌年度6～8月調べ

(評価・分析システム「HbA1c評価表」)

(2) 中・長期指標

①アウトカム指標（質的評価）

ア 人工透析の医療費

H29 27.3 億円 H30 26.3 億円

イ 年間新規透析患者数（国保加入者 千人あたり）

H29 0.44 人 H30 0.47

持っていますか？糖尿病連携手帳



かかりつけ医、眼科、歯科などの医療機関で、正しい情報を診療に活用することができます。

医療機関だけでなく、他の関係者も検査結果や治療方針について確認できます。

かかりつけ医、眼科、歯科へ受診する際に手帳をお見せください。

手帳をお持ち出ない方は、糖尿病のかかりつけ医にお尋ねください。

北九州市では連携シールを作成しています。
詳しくは裏面をチェック！

内科での血糖値の測定	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12*
眼科 (網膜症) (1回 1回)	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12*
歯科 (虫歯病) (1回 1回)	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12*
食事指導	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12*
生活指導	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12*
服薬指導	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12*
特定健診 (1回 1回)	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12*

糖尿病の合併症を防ぐため、糖尿病連携手帳を活用しましょう！



手帳がみんなをつなぎます

IV. (3) 糖尿病連携手帳の啓発パンフレットの改訂について (案)

糖尿病連携手帳は・・・

患者さん本人と医療関係者をつなぐ大切な手帳です。

糖尿病のかかりつけ医だけでなく、**歯科や眼科を受診する際にもお見せください。**

自己管理に活用できます。

検査結果や治療状況を記入してもらいましょう。

お持ちでない方は、糖尿病のかかりつけ医にお尋ねください。

手帳をもらったら「**基本情報**」を記入しておきましょう。

連携シールは、かかりつけ医、歯科、眼科、薬局で配布しています。

糖尿病連携手帳の表紙など見やすい場所に貼りましょう。

受診した月に○をつけて、**受診忘れがないようにチェックしましょう。**



**北九州市国民健康保険では、特定健診を実施しています。
1年に1回健康診査を受け健康状態を確認しましょう！**

対象:北九州市国民健康保険にご加入の40~74歳

料金:無料

内容:問診、身体測定、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、

血糖検査、尿・腎機能検査

**※国民健康保険以外の保険に加入されている方は
ご加入の保険にお問合せください。**



北九州市の「糖尿病連携手帳」を活用した重症化予防サポート団体

公益社団法人北九州市医師会、一般社団法人北九州市歯科医師会、公益社団法人北九州市薬剤師会、北九州 CDE の会、公益社団法人福岡県看護協会、公益社団法人福岡県栄養士会、公益社団法人日本糖尿病協会福岡支部、北九州市